災害時における障害福祉サービス等利用者の安否確認等に関する協定

協定提携先(法人名等)を記載ください。

大田区(以下「甲」という。)と株式会社おおた(以下「乙」という。)とは、災害時における障害福祉サービス等利用者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大田区の区域内で、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、乙が運営する事業所を利用し区内に住所を有する障害福祉サービス等利用者(以下「利用者」という。)に係る安否確認及び避難所等への誘導等を円滑に実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(安否確認)

- 第2条 乙は、災害時に、大田区防災アプリ等により避難情報等を確認したときは、乙 の従業員の安全を確保した上で、利用者の安否について電話等の通信手段により確 認するものとする。
 - 2 乙は、利用者の安否情報について、甲から求めがあったときは、甲に対し当該情報を報告する。
 - 3 甲は、乙から報告のあった利用者の安否情報について、災害時の応急支援等に 利用する。

(避難所等への誘導等)

第3条 乙は、利用者の安否について確認したときは、必要に応じて、利用者を避難所 等へ誘導等することにより、利用者の安全を確保し、心身の健康維持を図るよう努 める。

(事業所情報の提供)

第4条 乙は、この協定に基づく業務に従事する事業所名、事業所所在地及び事業所 連絡先について、あらかじめ甲に提出するものとする。また、当該情報に変更が生 じたときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(損害補償)

第5条 甲は、この協定に基づく業務に従事中、乙の従業員が死亡し、負傷し、若しく は疾病にかかった場合又は当該負傷や疾病により死亡し、若しくは障害が残った場 合は、大田区防災業務従事者損害補償条例(昭和52年条例第38号)に基づき、こ れを補償するものとする。

(守秘義務)

- 第6条 乙は、第2条に規定する安否確認及び第3条に規定する避難所等への誘導等により知り得た個人情報を、この協定の目的の範囲を超えて甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の終了後についても、また同様とする。
 - 2 甲は、この協定の履行に当たり乙から提供された個人情報等をこの協定の目的を超えて利用してはならない。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に関し疑義が生じたときは、 甲乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日が属する年度の末日とする。ただし、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。



甲 住 所 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

名 称 大田区

代表者 大田区長

乙 住所 東京都大田区蒲田一丁目1番1号

名称 株式会社おおた

代表者 代表取締役 大田 太郎 印

乙欄記載、代表者印押印をお願いします。